構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第七十三号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「法律の特例に関する措置」を「構造改革特別区域における規制の特例措置」に、「第四十九条」を「第五十条」に改める。

第二条第三項中「第四章で」を「第十二条、第十三条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十八条から第三十三条までに」に、「及び政令又は主務省令」を「並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）」に、「政令又は主務省令で規定するこれらの規定」を「第三十四条の規定による政令等又は第三十五条の規定による条例で規定する政令等」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（関連する施策との連携）

第二条の二　国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下「構造改革の推進等」という。）に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第三条第一項中「経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下単に「構造改革の推進等」という。）」を「構造改革の推進等」に改める。

第四条第十一項中「法律により規定された規制に係るものにあっては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあっては政令又は主務省令で、それぞれ」を「次章で」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　構造改革特別区域における規制の特例措置

第二十八条の二第一項中「当該地域の特産物である農産物」を「農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるもの」に改め、「酒類の製造場」の下に「（同号において「特区内自己製造場」という。）」を加え、同項第一号中「生産されたもの」の下に「又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（」を「及び」に、「もので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料とした」を「農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたもので」に改める。

第三十条第一項中「において「指定都市」を「及び次条において「指定都市」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（河川法及び電気事業法の特例等）

第三十一条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可（以下この条において「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下この条において同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下この条及び別表第二十一号において「特定水力発電事業」という。）を実施し又はその実施を促進することが、環境に配慮した地域の活性化を図るため必要であると認めて、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定水力発電事業については、第七項から第十三項までの規定を適用する。

一　当該認定の申請に、第四条第七項（第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ　当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。以下この条において「特定水利使用計画」という。）

ロ　当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

ハ　次号の規定による協議の概要

二　地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、特定水力発電事業に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条及び別表第二十一号において単に「協議会」という。）を組織し、当該協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

2　前項の地方公共団体

一　特定水力発電事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

二　当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第九項及び第十三項において同じ。）

3　第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し密接な関係を有する者

二　その他当該地方公共団体が必要と認める者

4　地方公共団体は、第一項第二号の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5　第三項第一号に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6　前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

7　国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（第一項の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条において「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。